

危機管理対策本部会議における決定（報告）事項

【公共施設の利用再開について】

○各市民センター

6月10日（水）から利用制限を設けたうえで再開

○各児童館

6月10日（水）から利用制限を設けたうえで再開

○図書館

5月26日（火）から一部サービスを開始

○屋内体育施設（海洋センター）

未定（県及び関係機関等の動向を踏まえ再開日を検討）

○屋外体育施設（公園等（グラウンド・テニスコート）、市民テニスコート、西少年サッカー場）

6月10日（水）から利用再開

○運動公園・近隣公園（駐車場・遊具）

6月10日（水）から利用再開

○農業交流センター

6月10日（水）から利用制限を設けたうえで再開

○老人福祉センター

6月30日（火）まで休館を延長

○女性センター及び市民活動推進センター

サテライトオフィスとして利用するため、引き続き休館

【学校の再開について】

分散登校による準備登校を経て、6月1日（月）から段階的に登校を再開し、6月15日（月）以降は一斉登校のうえ、終日授業を実施

【職員の執務体制について】

「新型コロナウイルス感染症対策の長期化を見据えた執務体制について（令和2年5月7日 鶴ヶ島市危機管理対策本部決定）」の内容に基づき、2班体制以外の柔軟な勤務体制により対応する

- ① 週休日振替勤務 ② 時差出勤による勤務 ③ サテライトオフィス勤務

【イベントの開催について】

「鶴ヶ島市イベントの開催に関する基本方針」を定めたうえで、中止・延期等についての検討基準を示す